

# 類聚名義抄における史記の訓の採録について

——図書寮本における不採録の訓を中心に——

山 本 秀 人

## 目次

- 一、問題の所在
- 二、図書寮本における出典表示「記」の和訓について——史記出典であることの確認——
- 三、図書寮本における史記の訓の採録状況
- 四、図書寮本に不採録の史記の訓とその検討
- 五、不採録の理由の考察と今後の課題

## 一、問題の所在

院政期成立の漢和辞書である類聚名義抄において、観智院本に代表される改編本は、図書寮本を唯一の伝本とする原撰本を改編して成ったものであり、その際に多量の和訓が増補されていることが、その改編の大きな特徴の一つとされる。一方図書寮本では、和訓の殆どにその出典が明示されており、易経、尚書、詩経、論語、史記、後漢書、文選、白氏文集等、主要な漢籍の訓が採られていることが知られている。改編本の一本たる観智院本では、図書寮本のそれらの和訓の殆ど総てが取入れられた上に、更に多くの和訓が増補されているのであるから、右を始めとする諸漢籍の諸々の訓、取分け単字訓は当然に網羅されていることが期待される所であろう。

ところが例えば史記についてみると、史記点本に存する訓の中で、卷一・五帝本紀、卷二夏本紀（藤原式家英房の点を伝える上杉家旧藏室町期点による。同点については改めて後述する）の、

〔史記室町点〕湯湯トシテ 洪水ハヒコレリニ 天浩トシテカネ 浩トシテカネ 懷山ヲノホルカニ 襄陵ヲノホルカニ（卷一・五帝本紀13ウ）

當アテ 帝堯之時ニ 鴻水滔天ニ 浩トシテカネ 浩トシテカネ 懷山ヲノホルカニ 襄陵ヲノホルカニ（卷二夏本紀1ウ）

に見える「襄ノボル」の訓は、観智院本には、

〔観智院本名義抄〕襄（淨洋又 上、及、駕、成、高、ハラフ）（法中衣部138頁）

の如く、採録されていない。凶書寮本においても、右より当然予想されることながら、

〔凶書寮本名義抄〕襄（玉云先羊又 上、反、駕、成、除、東云高、）（衣部331頁）

の如く、採録されていない。<sup>(1)</sup>

史記の右の句は、例えば空海作の三教指帰において章句の下敷にされており、三教指帰成安注の加点本の一つである<sup>(2)</sup>

大谷大学蔵三教指帰注集長承点<sup>(3)</sup>に、

〔三教指帰注集長承点〕襄ノボルニ 陵ノボルニ 之ノボルニ 汰（右傍）水波也 洵（平）々（平） 不息注云史記云帝（去）堯（平）之 時（平） 鴻水滔（ハヒ）コレリニ 天（平） 浩（平）々（平） 懷山（平） 襄陵（平）（下60ウ）

襄陵（平）（下60ウ）

とあり（初めの「襄…息」が三教指帰本文、成安の注に右掲の史記の条（夏本紀）を引いている。しかも、三教指帰本文の「襄」を史記室町点と同じく「ノボル」と訓じており、注の史記引文においても「ノボル」と訓ぜられていると判断される。三教指帰注集長承点のこの訓は、注に引用された史記点本に基いたものと考えられる。

三教指帰の訓にも関わる、史記の訓の事例をもう一例掲げれば、

〔史記室町点〕傳曰蓬生（平） 中（平） 不（平） 扶（平） 自（平） 直（平）（卷六十・三王世家12オ）

の「不（平）扶（平）」の「扶（平）」の「ためる。矯正するの意」の訓も、

類聚名義抄における史記の訓の採録について



して史記の訓が先に採られており、なおさら疑問は増して来よう。

観智院本類聚名義抄の和訓における右の問題は、三教指帰の訓読について別途検討していた折に偶々見出された事であるが、この問題は、観智院本の和訓の採録範囲について考える契機となるものである。即ち、同本の和訓の定位を図る上で一つの視点となりうるものであると考えられる。本稿ではこのような認識に立ち、史記の訓を例として、その類聚名義抄における採録状況について、特に不採録の訓に注目して検討を行う。その際、将来的には観智院本(改編本)におけるそれを明らかにすることを意図しているが、本稿ではまず、改編本の和訓採録の下地となっている原撰本、即ち図書寮本における状況を中心に検討を行う。

本検討において、史記点本は、全巻を具備している必要から、

○上杉家旧蔵室町期点(完存)……藤原(式家)英房(一二九二?)の点を伝える

を主体に用いる。<sup>(7)</sup>右は室町時代の加点であるが、卷二十八に「本云戊子(一三四八)結夏日點了 英房」の本奥書を有し、藤原英房の点を伝えるものである。なお漢文本文は宋版(南宋黄善夫刊本)で、裴駰集解、司馬貞索隱、張守節正義の三注を合せ有する三注本である。また、これと同一の英房の本奥書を有し、同じ英房の点を伝える、

○書陵部蔵永正七(一五一〇)く十年頃点(完存)……右掲に同じ

も、一部参看し援用する場合がある。全巻を有する加点本は右二点まで降り、これを用いるが、室町時代の加点本を本検討の比較に用いることの有効性については、後にも改めて言及することになるが、基本的に平安時代の訓を伝えてい<sup>(9)</sup>ると考えられ、有効性は高いと考えられる。

右のほか、上杉本室町点による全般的な比較検討の後に、

○高山寺蔵建暦元年(一二二二)点(卷三般本紀)……藤原家点か

○高山寺蔵鎌倉初期点(卷四周本紀)……菅原家点か

類聚名義抄における史記の訓の採録について

○延久五年(二〇七三)点(巻九呂后本紀、巻十孝文本紀、巻十一孝景本紀)……大江家国加点、但し康和三年(一一〇一)、  
建久七年(一一九六)の点もあり

の、平安後期から鎌倉初期の点本(いづれも集解本で零本)をも用いて、該当する巻に限って更に検討を深める。

## 二、図書寮本における出典表示「記」の和訓について——史記出典であることの確認——

図書寮本類聚名義抄の和訓の出典表示「記」が史記を示していることについては、かつて築島裕博士によるその可能性の言及があり<sup>(10)</sup>、以後、図書寮本の和訓の出典に関して、屢々「記」が史記であることを前提とする言及が行われて来ている。先頃、小助川貞次氏は、これらに対して、「記」が史記であることを具体的に検討し証明したもののないことを指摘し、「記」が史記であると推定する際の問題点を具体的に検討した論考を発表された<sup>(11)</sup>。氏はその中で、被注字の一致度等の観点から、史記である可能性が高いが問題点も少なくないこと、大唐西域記である可能性も排除出来ないこと等を述べられた。

これについて、稿者の考えを述べれば、「記」は史記であるというのが結論である(但し一部に「記」が「詩(詩経)」の誤記ではないかと疑われる例がある)。本稿では、主として不採録の史記の訓を問題にしたい意図から、この点についての具体的且つ詳細な検討はここでは措き(いずれ別稿を設けたい)、今若干例を掲げて「記」が史記であることが疑い難いことを述べ、これをもって史記であることの確認としたい。

次に抜粹例を、上杉本史記室町点と対比して掲げる。

- 〔図書寮本〕 紺(玉云式出又：上ツ(上)中(上)チ(上) ヌ(平)ヒ(平)メ(平)記シ(平)リ(平)ソ(上)濁ク(平) (309頁)  
〔史記室町点〕 紺ヌイメツ(巻四十三趙世家24オ) 紺シリンツ(巻二殷本紀5オ)
- 〔図書寮本〕 知一(識)〔宋云上式：真云サ(上)ト(上)ル平) シ(上)ル平記モ(平)ノ(平)シ(上)ル(平) (73頁)

〔史記室町点〕識シルロト（卷四十七孔子世家19ウ） 識シルロト（卷十孝文本紀20ウ）

○〔圖書寮本〕沐浴ユラムルコトハ（…・下川云上欲…ユ平）ア（平）ム（上記カ（上）ハ（平）アム）（17頁）

〔史記室町点〕浴ユラムルコトハ（卷四十九外戚世家15オ） 浴カハアミテ（卷三十二齊太公世家15ウ）

○〔圖書寮本〕淪没イレテ（…・下一歿…カ平）ク（上）ル易ツ（上）ク（上レ）モ（上）ス論イ（上）レ（平）テ（上）レ記）（20頁）

〔史記室町点〕没イレテ水（卷六秦始皇本紀18ウ）

○〔圖書寮本〕汲水（上）急…ク（上ム）易ミ（上）ツ（上瀧クム記）（54頁）

〔史記室町点〕汲ミツクム（卷七十六平原君虞卿列伝1オ）

○〔圖書寮本〕墳（上）分…ウ（平）コ（平）モ（上）ツ（平）起（平）真云ツ（上）カ（平）（229頁）

〔史記室町点〕黒（上）ク墳（上）ク（孔安國曰色黒而墳起）（卷二夏本紀4ウ）

これらの訓の一致、取分け「紺」「識」「浴」において二訓が併せて一致する点、「没イレテ」が訓読の現場形で一致する点は、出典表示「記」が史記であることを如実に示していると言えよう。右以外の例も含め、本紀、世家の訓と一致する例が概して多いが、「汲ミツクム」のように列伝での一致例も存することは、圖書寮本が用いた史記点本の巻次の範囲の問題とも関わって留意されよう。<sup>(13)</sup> なお、「紺」「識」「浴」における一致では、出典表示「記」が、次位の直接出典表示のない和訓にも及ぶことが相互に明らかになる。この点は、圖書寮本の和訓の出典の示し方において留意しておく必要がある。<sup>(14)</sup>

但し、次節にも述べる如く、「記」の訓の中には、上杉本室町点、更には上掲の他の史記点本と照合しても一致するものが見出せない例が、僅かとは必ずしも言い難い例数存する（次節参照）。この中には、被注字（熟字を含む）自体が史記に見出されない例もあり、それらの一端は先の小助川氏の発表においても指摘されている。これらについては個々に検討して処理される必要があり、比較的簡単に説明されるものがある一方、種々の状況を想定する必要のあるものもある

など区々である。これらの具体的検討処理は上にも述べた如く、ここでは省略する。

以下、本稿では「記」が史記であることを前提に稿を進める。なお、

○〔図書寮本〕イッハチキキヤム(巻)ル(上)マ(上)ス(平)巻 太子史記世界(99頁)

〔史記室町点〕イッハチキキヤム(巻)ル(上)マ(上)ス(平)巻 太子史記世界(99頁)

は、句の形で掲出された標出字に傍訓の形で掲げられた訓の例であるが、出典表示が「史記世界」「世界は」「世家」の誤か)とあつて「史記」であることが明らかであるので、以下出典表示「記」の和訓と同列に扱う。因みに、出典表示「列傳・列」は史記の列伝とは考え難い。

### 三、図書寮本における史記の訓の採録状況

まず図書寮本における史記の訓の採録状況を、以下の方針に従つて検討する。その後、次節において不採録の史記の訓について更に検討を行うこととする。

○史記点本に上杉本室町点を用い、その加点された訓が図書寮本類聚名義抄に掲載されているか否かを比較検討する。  
 図書寮本の現存部分の部首に該当する漢字の訓が対象となる。

○史記上杉本室町点において、右訓に対する左訓などの異訓、上欄・下欄に書き出された訓は、別に扱う必要性も考えられるが、本稿ではこれらも区別せず対象とする。但し、今回は注(集解、索隱、正義)に加点された訓は対象としない。原則として全訓附訓を採取したが、語中の一部音節が省記されているものや活用語尾のみなどの部分附訓であつても、訓が確定可能で且つ他に全訓附訓例が見出せないものは採取に努めた。同一の字に対する同一の訓は、原則として初出例のみを採取した。

○漢字とそれに対する一つの訓を一組として、これを一例として扱う。

○「ナガル」と「ナガス」など語根が共通で自動詞と他動詞との関係になるもの、動詞とその連用形転成名詞との関係になるもの、動詞とそのク語法との関係になるものも、原則として一致する例に扱い、一方が音便形など音韻變化を伴う語形である場合も多く一致例とした。

以上の方針に基いて比較検討した結果、上杉本室町点による史記の訓の、図書寮本における採録状況は、以下の(1)～(4)の四類に分れた。簡略に説明する。

(1) 図書寮本に史記出典〔「記」表示、「史記世界」を含む〕の和訓として採録されているもの……77例

具体例は前節に掲げたものを参照されたい。ほかに〔図書寮本の語形で漢字・訓のみを掲げ、濁音には濁点を附す〔声点が施されていないものも濁音が明らかなのは同様とす〕。必要に応じて上杉本室町点の語形を括弧にて示す〔活用語は基本形で掲げる〕、

法ノトル 汝ナムヂノ (ナムヂ) 濟ワタル<sup>ス</sup> (ワタル) 沈シヅム 測ハカル  
などがある。

なお、高山寺本建曆点(巻三殷本紀)、高山寺本鎌倉初期点(巻四周本紀)、延久点(巻九呂后本紀)、巻十孝文本紀、巻十一孝景本紀)をも援用すれば、該当例は更に4例加わり、合計81例となる。

(2) 図書寮本に史記以外の出典で採録されている和訓に一致するもの……398例

この例が多数存し、(1)よりも圧倒的に多い。例えば、文選出典では、

源ミナモト 清キヨム (キヨマル) 潜カクシテ (カクル) 流ナガル 沂サカノボル  
など56例が存する。以下、該当例の全出典名と例数を掲げる。<sup>15)</sup>

文選「選・異」…56例 詩経「詩」…56例 周易「易」…35例 尚書「書」…34例 白氏文集「集・白」…32例 論語「論・論」…24例 後漢書「後」…21例 列伝「列」(或いは後漢書か)…11例 蔡邕月令「月」…5例 礼記「礼」…4例 孝経「孝」…4例 顔氏家訓「彦」…3例 遊仙窟「遊」…2例 老子「老」

…1例

小切韻「切」…11例 律「律・聿」…6例 律集解「聿集解」…1例 唱和集「唱」…1例 行円…1例

大般若経字抄「公云」…22例 和名類聚抄「川云」…21例 倭名或本…1例 季綱切韻「季云」…12例 善

珠撰書「珠云・朱云」…6例 玉篇抄「玉抄云」…5例 一字頂輪儀軌音義「弘云」…2例 真興撰書「真

云」(大般若経音訓とは別書か)…2例 允亮抄「允亮云」…1例 口傳…2例

出典無表示…15例 出典未詳(破損)…1例

これらには、史記にも同じ訓のあることが認識された上で直接には史記以外より採られたものと、史記については考慮されていなかったものが存すると思われる、その事はまた、出典による和訓採録の優先順位<sup>(16)</sup>とも関わりと考えられるが、ここではその問題は措く。いずれにせよ、史記の訓(上杉本による)が、結果的に採録されていると扱われるべきものである。(1)(2)を合せると475例となる。

(3)図書寮本に全く採録されていないもの(標出字自体が採録されていないものを含む)…549例

これが、図書寮本において最終的に不採録の史記の訓(上杉本による)ということになる。(1)(2)の合計475例よりも多数を占めており、この点注意されよう。今後、観智院本における状況を検討することを予め考慮して、これらを観智院本に採録されているか否かによって分け、若干例を掲げると(上杉本史記の語形(活用語は基本形)による)、

②観智院本に採録されているもの…26例

(i)水ミツ 清キヨシ 波ナミ 淺アサシ 深フカシ など22例

(ii)汜ヒロシ 沫アワ 泛コボス・アマネシ 濟ナス 潰ツヒユ など24例

(i)とした22例は、漢字自体が平易で且つ訓もその漢字に対して最も一般的と考えられるものである。これらが観智院本で補われているのは当然として、図書寮本において採録されていないのは、平易な訓である故に、拠った史記点本に

偶々これらの加点が無かったことによる可能性が考えられる。(ii)の24例は(i)以外のものである。

⑥ 観智院本に採録されていないもの：283例

濟ヲフ 概スデニ・コトハクニ 注タツ・キル 準ハナ・ツラ 潰ツブル など

図書寮本に不採録だった59例の内、半数近くが観智院本では採録されているが（その直接の出典については未検討である）、なお半数以上が観智院本にも不採録であることが分る。両者を含め、図書寮本に不採録の史記の訓については、次節で更に検討を加える。

(4) 図書寮本に史記出典（「記」表示）の和訓として掲載されていないながら上杉本室町点に見出されなかったもの……27例

測フチ 滅キエヌ 益ミツ 漲タ、ヘリ 冬フユ

などがあり、上述の如く、個々の事情が考えられるが詳細は措く。なお、(1)で言及した如く、高山寺本建曆点等、他の三点本をも用いれば、これらの内の4例は史記点本に見出されることになり（次節参照）、それによれば見出されないものは23例となる。

#### 四、図書寮本に不採録の史記の訓とその検討

前節の比較検討によつて、上杉本室町点による史記の訓の中で、図書寮本類聚名義抄に全く採録されていないもの③が59例も存することが判明した。これは、史記以外の出典によるものも含めた、図書寮本に採録されているもの①②の合計）例よりもむしろ多く、図書寮本において史記が和訓の出典の一つとなつていても、実際には採録されていないものが多数に上ることが分る。観智院本においてはその半数近くが増補されているものの、依然として半数以上は不採録のままである。史記の訓の中に観智院本に掲げられていないものがあることは、図書寮本（原撰本）において元々右の如く多数のものが採録されていなかったことに第一の要因があると理解され、加えて観智院本（改編本）においてもその

半数以上が補われなかったためであることが分る。観智院本における増補等に関わる問題は今後委ねることとし、ここでは図書寮本における不採録の訓の状況について更に検討を深めたい。

前節の検討では、史記全巻の訓と比較する必要から、史記点本として上杉本室町点を用いた。同点は、上述の如く藤原式家英房の一三四八年の点を伝えるものであり、基本的に平安時代の訓を伝えていることは、初めに掲げた三教指帰注集長承二(一一三三)〜三年点に引用された史記の訓と同点とが一致していることから伺われる所である。しかしながら、平安時代の訓を概して良く伝えているとしても、多少の変移はありうる上、訓の系統上の問題もあり、図書寮本が拠った史記点本と全同であったとは考え難い。前節において典表示「記」の和訓の中にも上杉本と一致しないもの(4)が存した原因の一つには、この事もあると思しく、その点からすれば、図書寮本に採録されていない上杉本室町点史記の訓の中には、図書寮本の拠った点本と相違のあったケースが、少例ながらも含まれている可能性がある。そこで、零本ながら平安後期から鎌倉初期の加点になる上掲の史記三点本、即ち、

〈巻三殷本紀〉高山寺藏建暦元年(一一二一)点

〈巻四周本紀〉高山寺藏鎌倉初期点

〈巻九呂后本紀・卷十孝文本紀・卷十一孝景本紀〉延久五年(一〇七三)点

を更に用いて、図書寮本に不採録の、上杉本による史記の訓59例の内、これらの巻に該当するものについて、この三点本との比較をも行つてみる。この検討を経た上で、更に図書寮本に不採録の訓については、それらの訓の性格についての考察を行うこととする。なお、延久点の巻十一孝景本紀については該当例が無い<sup>(17)</sup>ため、結果的に除外される。また延久点には、康和三年(一一〇二)、建久七年(一一九六)の点もあり、特に問題の生じない限りこれらも含めて扱う。

以下各巻毎に、図書寮本に不採録の上杉本室町点の訓を、右各点と対比する。

〈巻三般本紀〉(建曆点)

① 建曆点が上杉本室町点と一致するもの(読添語部分の相違は不問、以下同)……6例

I 〔図書寮本に不採録の室町点の訓〕

II 〔図書寮本の参考訓など備考〕

III 〔建曆点〕

IV 〔室町点〕

① 滋 コシ㉑

② 次 ツイツ㉒

③ 訓 シタガフ㉓

④ 網 アミ㉔(i)

⑤ 恤 ウレフ㉕

⑥ 囊 フクロ㉖

「欠」部に掲載されていた可能性もあり

滋味ゴキ味 (36)  
次ツイツ (258)

不トキニハシカハレ訓 (7)

張ウチミニ網カミ…… (43)

吾ワカニ網 (44)

不スレ恤ウレヘ (55)

革カ囊ノフシクロ (185)

滋味ゴキ味 (3オ)  
次ツイツ (13ウ)

不トキニハシカハレ訓 (1オ)

張ウチミニ網カミ…… (3ウ)

吾ワカニ網 (3ウ)

不スレ恤ウレヘ (4オ)

革カ囊ノフシクロ (10オ)

I 欄はIV欄の室町点の当該訓、即ち図書寮本に不採録の訓を掲げたもので、その訓の下に附記したa)、b)は、前節における、a)観智院本に採録されているものとb)採録されていないものとの区別を表し、内a)(i)はa)において(i)(漢字・訓とも平易で一般的なもの)に区分したものである。以上の6例は、建曆点も、図書寮本に不採録の室町点の訓と一致しているものであり、これらについては建曆点によっても図書寮本に不採録となるものである。次掲の、建曆点が不一致のものよりも多い。なお②「次ツイツ」は、図書寮本の現存しない「欠」部に掲載されていた可能性もある。

㉑ 建曆点が上杉本室町点と一致しないもの……4例

I 〔同前〕

II 〔同前〕

III 〔建曆点〕

IV 〔室町点〕

類聚名義抄における史記の訓の採録について

⑦ 附 マコト<sup>㉔</sup>

朱云川都平久(上)

◎ 附<sup>て</sup>命<sup>を</sup>：(孔安國曰：天已信命正其德謂<sup>以</sup>)  
有<sup>(永)</sup>求<sup>(永)</sup>有不<sup>(永)</sup>求<sup>(永)</sup>也<sup>(170)</sup>

附<sup>マコトニテラ</sup>命<sup>ヲ</sup>(9ウ)

⑧ 心 ムネ<sup>㉔</sup>

コ平)、平口(上詩

◎ 聖<sup>ノ</sup>人<sup>ハ</sup>心<sup>ニ</sup>訓<sup>(242)</sup>

聖<sup>ノ</sup>人<sup>ハ</sup>心<sup>ニ</sup>訓<sup>(12ウ)</sup>右訓

⑨ 理 タマモノ<sup>㉔</sup>

理<sup>リセム</sup>上レ女<sup>ナメテ</sup> (尚書理出字作賚鄭玄曰賚賜)

理<sup>タマモノ</sup>女<sup>ニ</sup> (4オ)

⑩ タマフ<sup>㉔</sup>

(61)

右の内⑦、⑨⑩については、室町点にも建暦点と同内容の集解注を有しているが省略する(以下室町点における注は同様に略す)。⑦「附」、⑧「心」は、建暦点では漢字の読みとしては訓読符のみが加点されており、⑦「ツク」、⑧「コ、ロ」の訓であると考えられる。この訓は、II欄に掲げた如く、図書寮本の当該字の項に史記以外の出典ながら掲載されている(◎印はその趣旨を示す)。⑨⑩「理」は、建暦点では字音読にされている。これら⑦⑧⑩については、建暦点の状況からすれば、図書寮本の拠った史記点本の訓が室町点と異なっていたために(或いは建暦点のようであったか)、室町点の訓が不採録になっている可能性も考えうる。

〈巻四周本紀〉(鎌倉初期点)

① 鎌倉初期点が上杉本室町点と一致するもの……23例

I (同前)

⑪ 游 アソブ<sup>㉔</sup>

II (同前)

⑫ 蔡 アハ<sup>㉔</sup>

「雜」部に掲載されて  
いた可能性もあり

⑬ 計 ハカリミル<sup>㉔</sup>

ハ平)カ(平)ル(上月

⑭ 訴 ヨロコブ<sup>㉔</sup>

ハカリミルには  
計<sup>ヨロコビ</sup>者<sup>(614)</sup>  
訴<sup>キ</sup>訴<sup>キ</sup>(平整)戴<sup>イダヒ</sup>去<sup>(288)</sup>

III (鎌倉初期点)

游<sup>アソブ</sup>  
(342)

蔡<sup>アハ</sup>平<sup>ヲ</sup>整<sup>ヲ</sup>…(韋昭曰蔡龍所吐沫龍之精氣)(41)

IV (室町点)

游<sup>アソブ</sup>  
(21オ)

蔡<sup>アハ</sup>  
(25ウ)

計<sup>ハカリミル</sup>者<sup>(35オ)</sup>

訴<sup>ヨロコビ</sup>載<sup>ト</sup>(18ウ)

- ⑮ 疏 ウトシ<sup>㉔</sup>
- ⑭ 産 ナス<sup>㉓</sup>
- ⑬ ト ウラナフ<sup>㉒</sup>
- ⑫ 崇 タフトブ<sup>㉑</sup>
- ⑪ 忿 イカル<sup>㉐</sup>
- ⑩ 怡 ヨロコブ<sup>㉏</sup>
- ⑨ 忍 シノブ<sup>㉍</sup>
- ⑧ 惡 アシ<sup>㉌</sup>
- ⑦ 恪 ツトム<sup>㉋</sup>
- ⑥ 懟 ウラム<sup>㉊</sup>
- ⑤ 帥<sup>㉑</sup> (師) モロく<sup>㉐</sup>
- ④ 索 ツク<sup>㉐</sup>
- ③ 諫 サワグ<sup>㉑</sup>
- ② 訊 カタチ<sup>㉑</sup>
- ① 郷 オモムキ<sup>㉑</sup>
- ① 郷 サキ<sup>㉑</sup>

ウ(上)ト(上)ム(平)ス(平)懸(濁)命

崇(上)フ(上)ト(フ)異

「雜」部に掲載されて  
いた可能性もあり

サ(上)ト(上)切 (◎)右訓

疏<sup>ウツクナリム</sup> (605)

産<sup>ナス</sup> (392)

穆<sup>ツシメウラナフ</sup> ト (216)

崇<sup>タフトブ</sup> (131)

忿<sup>イカル</sup> (646)

怡<sup>ヨロコビ</sup> 説<sup>シト云フ</sup> …… (徐廣曰怡一作亂)<sup>㉑</sup> (114)

不<sup>シト云フ</sup> 忍<sup>シノブ</sup> (29)

交<sup>ハリシクハ</sup> 惡<sup>アシクハ</sup> (679)

恪<sup>ツトメツトム</sup> 勤<sup>ツトメツトム</sup> (284)

爲<sup>セム</sup> 懟<sup>ウラムルコトラ</sup> 而怒<sup>イカルムカ</sup> 乎<sup>イカレド</sup> (399) (本文に異同あり)

帥<sup>モロク</sup> (320)

家<sup>イエノ</sup> 之<sup>ツクナルナリ</sup> 索<sup>ソク</sup> (孔安國曰索盡也…) (127)

使<sup>シム</sup> …… 諫<sup>サハカシム</sup> 之<sup>ノ</sup> (韋昭曰諫護呼也唐固曰群呼曰

諫也) (447)

訊<sup>カクテ</sup> 明也 (左僊也)…… (孔安國曰…… 惟察其復有所

考<sup>カウ</sup> 合重<sup>カウ</sup> 之<sup>ノ</sup> 至<sup>オモムキ</sup> (328)

利<sup>カイ</sup> 害<sup>ガイ</sup> 之<sup>ノ</sup> 郷<sup>オモムキ</sup> (韋昭曰郷方也) (277)

郷<sup>サキ</sup> 者<sup>サキ</sup> (454) (左訓)

疏<sup>ウツクナリム</sup> (34ウ)

産<sup>ナス</sup> (23オ)

穆<sup>ツシメウラナフ</sup> ト (15オ)

崇<sup>タフトブ</sup> (9ウ)

忿<sup>イカル</sup> (37オ)

怡<sup>ヨロコビ</sup> 説<sup>シト云フ</sup> …… (8ウ)

不<sup>シト云フ</sup> 忍<sup>シノブ</sup> (3オ)

交<sup>ハリシクハ</sup> 惡<sup>アシクハ</sup> (39オ)

恪<sup>ツトメツトム</sup> 勤<sup>ツトメツトム</sup> (18ウ)

爲<sup>セム</sup> 懟<sup>ウラムルコトラ</sup> 而怒<sup>イカル</sup> (23ウ)

帥<sup>モロク</sup> (20オ)

家<sup>イエノ</sup> 之<sup>ツクナルナリ</sup> 索<sup>ソク</sup> (9ウ)

使<sup>シム</sup> …… 諫<sup>サハカシム</sup> 上<sup>ノ</sup> (26オ)

訊<sup>カクテ</sup> (20オ)

利<sup>カイ</sup> 害<sup>ガイ</sup> 之<sup>ノ</sup> 郷<sup>オモムキ</sup> (18オ)

郷<sup>サキ</sup> 者<sup>サキ</sup> (26オ)

類聚名義抄における史記の訓の採録について

- ③① 郭 フサグ<sup>㉞</sup>
- ③② 墳 オソル<sup>㉞</sup> (③⑥参照)
- ③③ 息 スタル<sup>㉞</sup>

郭<sup>フサグナリ</sup> 之也 (37)  
 墳<sup>オソルナリイムニ</sup> 陰平整<sup>ニ</sup> 也 (章昭曰爲陰所鎮竿) (42)  
 息<sup>スタレナム</sup> (62) (右訓)  
 ヤムナム

郭<sup>フサグナリ</sup> 之也 (22ウ)  
 墳<sup>オソルナリ</sup> 陰<sup>ニ</sup> (25オ) (右訓)  
 息<sup>スタレナム</sup> (38オ) (右訓)  
 ヤムナム

以上①①③③の23例は、鎌倉初期点によつても、少くとも漢字自体の訓には室町点と相違が無く、史記の訓の相当に多くのものが図書寮本に採録されていないことを良く物語つてゐる。但し③⑩「郷サキ」については、鎌倉初期点では右訓では「サト」となつており、この訓であればII欄に示した如く、図書寮本に他出典ではあるが掲載されている。また⑬「計」、⑮「疏」については、II欄に掲げた如く、近似した訓が図書寮本に掲載されており、史記の訓が不採録となつたのは或いはこの事が関わつてゐるかも知れない。

㊦鎌倉初期点が上杉本室町点と一致しないもの……10例

- I (同前)
- ③④ 潰 ツヒユ<sup>㉞</sup>
- ③⑤ 防 フサグ<sup>㉞</sup>
- ③⑥ 墳 オソフ<sup>㉞</sup> (③②参照)
- ③⑦ 懼 オソル<sup>㉞</sup>
- ③⑧ 恐 オソル<sup>㉞</sup>
- ③⑨ 章 アラハル<sup>㉞</sup>
- ④④ 登 イヅ(?)<sup>㉞</sup>

II (同前)

公云…ツ(上)ユ(平) ㉞  
 フ(平)セ(平)ク(上)易 ㉞  
 オ(上)チ(平)テ(上)詩 ㉞  
 オ(上)ト(上)瀕(平)ス(平)記 ㉞  
 ア(上)キ(平)ラ(上)カ(ナ)リ(書) ㉞  
 ノ(上)ホ(上)瀕(平)ル(平)異 ㉞

III (鎌倉初期点)

潰<sup>ツヒユトキハ</sup> には (378)  
 防<sup>フセクハミ</sup> 民之口 (378)  
 墳<sup>オソルナリイムニ</sup> 陰平輕<sup>ニ</sup> 也 (章昭曰爲陰所鎮竿) (42)  
 懼<sup>オソテ</sup> (26)  
 西周・恐<sup>オソテ</sup> (694) (「オツ」訓か)  
 (参考) 々(東)々(周)々(君)恐<sup>オソテ</sup> (634)  
 章<sup>アキラカニラハレテ</sup> 顯 (173)  
 入登<sup>イデ</sup>…上 (150)

IV (室町点)

潰<sup>ツヒユエヌルコトハ</sup> (22ウ)  
 防<sup>フセクハミ</sup> 民之口 (22ウ)  
 墳<sup>オソルナリ</sup> 陰<sup>ニ</sup> (25オ) (左訓)  
 懼<sup>オソテ</sup> (15オ) (右訓)  
 西周恐<sup>オソテ</sup> (40オ)  
 (参考) 東周君恐<sup>オソテ</sup> (36ウ)  
 章<sup>アキラカニラハレテ</sup> 顯 (11ウ)  
 入登<sup>イデ</sup>…上 (10ウ)

- ④1 玩 ウゴク<sup>㊂</sup>  
④2 ナツク<sup>㊂</sup>

モ平テ(上ア)モソ(上フ)平逸<sup>㊂</sup>

㊂

モテアソフ  
玩 (271)

- ④3 慈 ウツクシウス<sup>㊂</sup>

ウツツ(平ク)平シ(平ヒ)平逸<sup>㊂</sup>

イウツシムシテキ  
慈 レ少 (49)

ウツクシウシテキ  
慈 レ少 (4ウ)

③4~④3の10例は、鎌倉初期点では訓が室町点と異なっているものであり、この内③4③5③7③9④0④1④2については、鎌倉初期点の訓であればII欄に掲げた如く、図書寮本に他出典ながら掲載されている。これらについては、II欄に掲げた如く図書寮本には、史記出典(「記」)の訓として「オドス」が掲載されているが、この訓は、室町点によれば卷六秦始皇本紀の「恐」(6オ)が一致訓となる。

〈卷九吕后本紀・卷十孝文本紀〉(延久点)

①延久点が上杉本室町点と一致するもの……10例(④4~④7卷九、④8~④9卷十)

I (同前)

- ④4 泛 コボス<sup>㊂</sup>  
④5 慰 ヤスム<sup>㊂</sup>  
④6 檀 カタヌグ<sup>㊂</sup>  
④7 訟 アラハナリ<sup>㊂</sup>

II (同前)

ヤ(平)ス(上ム)平(平)ス(平)詩

III (延久点)

ゴホス  
泛(左傍)敷劔反…厄(厄) (九42)  
ヤスム  
慰其心 (134)  
右袒…左袒 (220)  
未…訟言…(徐廣曰訟一作公駟案章昭曰  
訟猶公者) (227)

IV (室町点)

ゴホス  
泛…厄 (九3オ)  
ヤスム  
慰其心 (8オ)  
右袒…左袒 (12ウ)  
未…訟言 (13オ)

ウゴク  
玩 (18オ) (右訓・  
下欄第一訓)

ウゴク  
ウコク  
下欄 玩 ナツク (第二訓)  
モテアソフ

④⑧ 踐 スアシ<sup>㉔</sup>

スアシニスルコト  
踐(上) (伏嚴曰踐翦也謂無斬衰也孟康曰曰踐跣也晉灼曰漢語作踐々徒跣也) (十381)

スアシニスルコト  
踐 (十19オ)

④⑨ 陪 タスク<sup>㉔</sup>

陪 朕 (文穎曰陪輔也) (127)

陪 朕 (6ウ)

⑤⑩ 愨 ツ、シム<sup>㉔</sup>

「受」部に掲載されてい  
た可能性もあり

愨 (右傍 苦角反謹也信也誠也 ツ、シム) (112)

愨 (6オ)

⑤① 累 シキリ<sup>㉔</sup>

「田」部に掲載されてい  
た可能性もあり

累 年 (316)

累 年 (16オ)

⑤② 愧 ハヅカシム<sup>㉔</sup>

ハ(平)ツ(上濁)異

愧 其心 (356)

愧 其心 (18オ)

⑤③ 帑 ヤツコ<sup>㉔</sup>

不帑 (416)

不帑 (20ウ)

以上、延久点が室町点と一致するものも、卷三建曆点、卷四鎌倉初期点の場合と同様の状況である。④⑤②は図書寮本に、他の出典で近似した訓が掲載されている。

④延久点が上杉本室町点と一致しないもの……5例 (⑤④卷九、⑤⑤⑥卷十)

I (同前)

⑤④ 微 ヒソカニ<sup>㉔</sup>

「イ」部に掲載されてい  
た可能性もあり

微 伺 (ヤウヤクにシムハシムを) (九136)

⑤⑤ 請 ウク<sup>㉔</sup>

請 (十五3)

⑤⑥ 志 コ、ロ<sup>㉔</sup>

コ(平)ノ(平)ロ(平)サ(平)遊シ(平)記

請 志 (十二2)

II (同前)

III (延久点)

IV (室町点)

微 伺 (ヒソカニフヲ) (九8ウ)

請 (十三オ)

請 志 (六オ)

◎

⑤7 諷 アザムク<sup>㊂</sup>

慢<sup>マ</sup>ア(上ナ)上ツ(上廻ル)平易  
相<sup>ソ</sup>「慢」(20 2)

⑤8 縣 ハルカナリ<sup>㊂</sup>

「頁」部に掲載されてい  
た可能性もあり  
懸<sup>ハ</sup>「平」上カ(平ナリ)彦<sup>㊂</sup>  
懸<sup>ハ</sup>「長」(28 6)

相<sup>ソ</sup>「諷」(10 ウ)  
懸<sup>ハ</sup>「長」(14 ウ)

以上、延久点が室町点に一致しないものの内、⑤7⑤8は漢字が異なり、訓のみは同一の例である(但し⑤7は延久点の右訓は室町点とは異なる)。この2例は、II欄に掲げた如く、延久点に一致する訓が図書寮本に、他出典ながら掲載されている。更に⑤6「志」の延久点の訓は、部分附訓ながら「コ、ロザシ」であると見られ、II欄に掲げた如く、まさしく図書寮本の史記出典(「記」)の訓に一致するものであり、図書寮本の拠った史記点本でも「コ、ロザシ」とあったものであろう。なお、この「志コ、ロザシ」は、室町点では他の巻においても発見出来なかつた訓である。即ち、図書寮本の「記」表示の訓の中で室町点に見出されなかつた27例(前節(4))の中で、以上に用いた三点本によって見出される4例の内の一例である。因みに、その4例の内他の3例を掲げれば次の通りである。

〔図書寮本〕

(右掲三点本)

〔室町点〕

⑤9 色イ(平)ロ(平)記(185)

〔鎌倉初期点〕其色赤<sup>シ</sup>(98)

其色赤<sup>シ</sup>(四8オ)

⑥0 忽タ(平)チ(上)マ(上)カ(平)ニ(平)記(249)

〔延久点〕忽<sup>カチマチシテ</sup>弗<sup>ニ</sup>・見<sup>エ</sup>(九18)

忽弗<sup>ニ</sup>・見<sup>エ</sup>(九9オ)

⑥1 翌ハ(平)ウ(平)フ(上)廻ル(平)記(233)

〔建曆点〕翌<sup>ハ</sup>三<sup>ニ</sup>・薄<sup>ニ</sup>(平)輕<sup>一</sup>(106)

翌<sup>ハ</sup>三<sup>ニ</sup>・毫<sup>一</sup>(三6ウ)

この内⑤9⑥0は、室町点では附訓が無いのに対して、鎌倉初期点、延久点では附訓があつて、それが図書寮本の「記」表示の和訓と合致するものであるが、室町点も実際にはこれと同じに訓ぜられていると推定されるものである。即ち、鎌倉初期点、延久点と室町点との訓が異なるという訳ではなく、⑤6「志」の「コ、ロザシ」対「コ、ロ」の場合とは事

情が異なる。㉑は漢字字体に関わる例であり、図書寮本、建曆点の当該字は室町点の「葬」の異体字と見られる。建曆点の字体も図書寮本とは相違があるが、より近い字体であると見て一致に準じてここに掲げた。図書寮本の字体が通常見慣れないものであり「葬」との隔りも大きいので室町点と不一致の例として扱ったが、訓自体は一致しており、漢字が異体関係ということであれば元々一致例に扱うことも可能なものである。

以上、平安後期～鎌倉初期の三点本を更に対照した所、これら三点本の訓が上杉本室町点と相違する例が多少あり、その内の半数以上は、三点本の訓の方で見れば、図書寮本に、他出典が殆どながらも採録されており、史記の訓の不採録例が少しは減少することになった。しかし、三点本の訓の大部分はやはり室町点と共通するものであり、図書寮本に不採録の史記の訓の殆どは、これによっても依然として不採録とされるままである。

なお、この①～㉑における平安後期～鎌倉初期三点本と上杉本室町点との訓の対応状況は、㉑～㉒の事例も併せて、取分け漢字自体の訓については、上杉本室町点の、右三点本との相違は概して多くないことを示していると見られ、室町点が基本的に平安時代の訓を伝えるものであることを物語っているとも言えよう。

次節においては、図書寮本に不採録の訓について、それが不採録となっている要因について、更に考察を行う。

## 五、不採録の理由の考察と今後の課題

前節では、上杉本室町点史記の訓の中で、図書寮本類聚名義抄に不採録のものについて、建曆点(巻三)、鎌倉初期点(巻四)、延久点(巻九・十)によって更に検討を加えた。本節では前節で検討対象となった例に基いて、図書寮本に不採録の史記の訓について、その不採録となっている理由の考察を行う。

前節の検討で、図書寮本に不採録の上杉本室町点史記の訓の中には、右三点本では当該箇所訓が異なるもの(この中には右三点本の訓によれば図書寮本に採録されていることになる例も存する)が、全体から見れば多くはないながらも存する

ことが分つた。即ち前節でも述べた如く、室町点の訓に、図書寮本に不採録のものが存する理由の一つとしては、

A、図書寮本が扱った史記点本の訓に室町点と異なるものが存した

可能性が考えられる。⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿㏀㏁㏂㏃㏄㏅㏆㏇㏈㏉㏊㏋㏌㏍㏎㏏㏐㏑㏒㏓㏔㏕㏖㏗㏘㏙㏚㏛㏜㏝㏞㏟㏠㏡㏢㏣㏤㏥㏦㏧㏨㏩㏪㏫㏬㏭㏮㏯㏰㏱㏲㏳㏴㏵㏶㏷㏸㏹㏺㏻㏼㏽㏾㏿㐀㐁㐂㐃㐄㐅㐆㐇㐈㐉㐊㐋㐌㐍㐎㐏㐐㐑㐒㐓㐔㐕㐖㐗㐘㐙㐚㐛㐜㐝㐞㐟㐠㐡㐢㐣㐤㐥㐦㐧㐨㐩㐪㐫㐬㐭㐮㐯㐰㐱㐲㐳㐴㐵㐶㐷㐸㐹㐺㐻㐼㐽㐾㐿㑀㑁㑂㑃㑄㑅㑆㑇㑈㑉㑊㑋㑌㑍㑎㑏㑐㑑㑒㑓㑔㑕㑖㑗㑘㑙㑚㑛㑜㑝㑞㑟㑠㑡㑢㑣㑤㑥㑦㑧㑨㑩㑪㑫㑬㑭㑮㑯㑰㑱㑲㑳㑴㑵㑶㑷㑸㑹㑺㑻㑼㑽㑾㑿㒀㒁㒂㒃㒄㒅㒆㒇㒈㒉㒊㒋㒌㒍㒎㒏㒐㒑㒒㒓㒔㒕㒖㒗㒘㒙㒚㒛㒜㒝㒞㒟㒠㒡㒢㒣㒤㒥㒦㒧㒨㒩㒪㒫㒬㒭㒮㒯㒰㒱㒲㒳㒴㒵㒶㒷㒸㒹㒺㒻㒼㒽㒾㒿㓀㓁㓂㓃㓄㓅㓆㓇㓈㓉㓊㓋㓌㓍㓎㓏㓐㓑㓒㓓㓔㓕㓖㓗㓘㓙㓚㓛㓜㓝㓞㓟㓠㓡㓢㓣㓤㓥㓦㓧㓨㓩㓪㓫㓬㓭㓮㓯㓰㓱㓲㓳㓴㓵㓶㓷㓸㓹㓺㓻㓼㓽㓾㓿㔀㔁㔂㔃㔄㔅㔆㔇㔈㔉㔊㔋㔌㔍㔎㔏㔐㔑㔒㔓㔔㔕㔖㔗㔘㔙㔚㔛㔜㔝㔞㔟㔠㔡㔢㔣㔤㔥㔦㔧㔨㔩㔪㔫㔬㔭㔮㔯㔰㔱㔲㔳㔴㔵㔶㔷㔸㔹㔺㔻㔼㔽㔾㔿㕀㕁㕂㕃㕄㕅㕆㕇㕈㕉㕊㕋㕌㕍㕎㕏㕐㕑㕒㕓㕔㕕㕖㕗㕘㕙㕚㕛㕜㕝㕞㕟㕠㕡㕢㕣㕤㕥㕦㕧㕨㕩㕪㕫㕬㕭㕮㕯㕰㕱㕲㕳㕴㕵㕶㕷㕸㕹㕺㕻㕼㕽㕾㕿㖀㖁㖂㖃㖄㖅㖆㖇㖈㖉㖊㖋㖌㖍㖎㖏㖐㖑㖒㖓㖔㖕㖖㖗㖘㖙㖚㖛㖜㖝㖞㖟㖠㖡㖢㖣㖤㖥㖦㖧㖨㖩㖪㖫㖬㖭㖮㖯㖰㖱㖲㖳㖴㖵㖶㖷㖸㖹㖺㖻㖼㖽㖾㖿㗀㗁㗂㗃㗄㗅㗆㗇㗈㗉㗊㗋㗌㗍㗎㗏㗐㗑㗒㗓㗔㗕㗖㗗㗘㗙㗚㗛㗜㗝㗞㗟㗠㗡㗢㗣㗤㗥㗦㗧㗨㗩㗪㗫㗬㗭㗮㗯㗰㗱㗲㗳㗴㗵㗶㗷㗸㗹㗺㗻㗼㗽㗾㗿㘀㘁㘂㘃㘄㘅㘆㘇㘈㘉㘊㘋㘌㘍㘎㘏㘐㘑㘒㘓㘔㘕㘖㘗㘘㘙㘚㘛㘜㘝㘞㘟㘠㘡㘢㘣㘤㘥㘦㘧㘨㘩㘪㘫㘬㘭㘮㘯㘰㘱㘲㘳㘴㘵㘶㘷㘸㘹㘺㘻㘼㘽㘾㘿㙀㙁㙂㙃㙄㙅㙆㙇㙈㙉㙊㙋㙌㙍㙎㙏㙐㙑㙒㙓㙔㙕㙖㙗㙘㙙㙚㙛㙜㙝㙞㙟㙠㙡㙢㙣㙤㙥㙦㙧㙨㙩㙪㙫㙬㙭㙮㙯㙰㙱㙲㙳㙴㙵㙶㙷㙸㙹㙺㙻㙼㙽㙾㙿㚀㚁㚂㚃㚄㚅㚆㚇㚈㚉㚊㚋㚌㚍㚎㚏㚐㚑㚒㚓㚔㚕㚖㚗㚘㚙㚚㚛㚜㚝㚞㚟㚠㚡㚢㚣㚤㚥㚦㚧㚨㚩㚪㚫㚬㚭㚮㚯㚰㚱㚲㚳㚴㚵㚶㚷㚸㚹㚺㚻㚼㚽㚾㚿㜀㜁㜂㜃㜄㜅㜆㜇㜈㜉㜊㜋㜌㜍㜎㜏㜐㜑㜒㜓㜔㜕㜖㜗㜘㜙㜚㜛㜜㜝㜞㜟㜠㜡㜢㜣㜤㜥㜦㜧㜨㜩㜪㜫㜬㜭㜮㜯㜰㜱㜲㜳㜴㜵㜶㜷㜸㜹㜺㜻㜼㜽㜾㜿㝀㝁㝂㝃㝄㝅㝆㝇㝈㝉㝊㝋㝌㝍㝎㝏㝐㝑㝒㝓㝔㝕㝖㝗㝘㝙㝚㝛㝜㝝㝞㝟㝠㝡㝢㝣㝤㝥㝦㝧㝨㝩㝪㝫㝬㝭㝮㝯㝰㝱㝲㝳㝴㝵㝶㝷㝸㝹㝺㝻㝼㝽㝾㝿㞀㞁㞂㞃㞄㞅㞆㞇㞈㞉㞊㞋㞌㞍㞎㞏㞐㞑㞒㞓㞔㞕㞖㞗㞘㞙㞚㞛㞜㞝㞞㞟㞠㞡㞢㞣㞤㞥㞦㞧㞨㞩㞪㞫㞬㞭㞮㞯㞰㞱㞲㞳㞴㞵㞶㞷㞸㞹㞺㞻㞼㞽㞾㞿㟀㟁㟂㟃㟄㟅㟆㟇㟈㟉㟊㟋㟌㟍㟎㟏㟐㟑㟒㟓㟔㟕㟖㟗㟘㟙㟚㟛㟜㟝㟞㟟㟠㟡㟢㟣㟤㟥㟦㟧㟨㟩㟪㟫㟬㟭㟮㟯㟰㟱㟲㟳㟴㟵㟶㟷㟸㟹㟺㟻㟼㟽㟾㟿㠀㠁㠂㠃㠄㠅㠆㠇㠈㠉㠊㠋㠌㠍㠎㠏㠐㠑㠒㠓㠔㠕㠖㠗㠘㠙㠚㠛㠜㠝㠞㠟㠠㠡㠢㠣㠤㠥㠦㠧㠨㠩㠪㠫㠬㠭㠮㠯㠰㠱㠲㠳㠴㠵㠶㠷㠸㠹㠺㠻㠼㠽㠾㠿㡀㡁㡂㡃㡄㡅㡆㡇㡈㡉㡊㡋㡌㡍㡎㡏㡐㡑㡒㡓㡔㡕㡖㡗㡘㡙㡚㡛㡜㡝㡞㡟㡠㡡㡢㡣㡤㡥㡦㡧㡨㡩㡪㡫㡬㡭㡮㡯㡰㡱㡲㡳㡴㡵㡶㡷㡸㡹㡺㡻㡼㡽㡾㡿㢀㢁㢂㢃㢄㢅㢆㢇㢈㢉㢊㢋㢌㢍㢎㢏㢐㢑㢒㢓㢔㢕㢖㢗㢘㢙㢚㢛㢜㢝㢞㢟㢠㢡㢢㢣㢤㢥㢦㢧㢨㢩㢪㢫㢬㢭㢮㢯㢰㢱㢲㢳㢴㢵㢶㢷㢸㢹㢺㢻㢼㢽㢾㢿㣀㣁㣂㣃㣄㣅㣆㣇㣈㣉㣊㣋㣌㣍㣎㣏㣐㣑㣒㣓㣔㣕㣖㣗㣘㣙㣚㣛㣜㣝㣞㣟㣠㣡㣢㣣㣤㣥㣦㣧㣨㣩㣪㣫㣬㣭㣮㣯㣰㣱㣲㣳㣴㣵㣶㣷㣸㣹㣺㣻㣼㣽㣾㣿㤀㤁㤂㤃㤄㤅㤆㤇㤈㤉㤊㤋㤌㤍㤎㤏㤐㤑㤒㤓㤔㤕㤖㤗㤘㤙㤚㤛㤜㤝㤞㤟㤠㤡㤢㤣㤤㤥㤦㤧㤨㤩㤪㤫㤬㤭㤮㤯㤰㤱㤲㤳㤴㤵㤶㤷㤸㤹㤺㤻㤼㤽㤾㤿㥀㥁㥂㥃㥄㥅㥆㥇㥈㥉㥊㥋㥌㥍㥎㥏㥐㥑㥒㥓㥔㥕㥖㥗㥘㥙㥚㥛㥜㥝㥞㥟㥠㥡㥢㥣㥤㥥㥦㥧㥨㥩㥪㥫㥬㥭㥮㥯㥰㥱㥲㥳㥴㥵㥶㥷㥸㥹㥺㥻㥼㥽㥾㥿㦀㦁㦂㦃㦄㦅㦆㦇㦈㦉㦊㦋㦌㦍㦎㦏㦐㦑㦒㦓㦔㦕㦖㦗㦘㦙㦚㦛㦜㦝㦞㦟㦠㦡㦢㦣㦤㦥㦦㦧㦨㦩㦪㦫㦬㦭㦮㦯㦰㦱㦲㦳㦴㦵㦶㦷㦸㦹㦺㦻㦼㦽㦾㦿㧀㧁㧂㧃㧄㧅㧆㧇㧈㧉㧊㧋㧌㧍㧎㧏㧐㧑㧒㧓㧔㧕㧖㧗㧘㧙㧚㧛㧜㧝㧞㧟㧠㧡㧢㧣㧤㧥㧦㧧㧨㧩㧪㧫㧬㧭㧮㧯㧰㧱㧲㧳㧴㧵㧶㧷㧸㧹㧺㧻㧼㧽㧾㧿㨀㨁㨂㨃㨄㨅㨆㨇㨈㨉㨊㨋㨌㨍㨎㨏㨐㨑㨒㨓㨔㨕㨖㨗㨘㨙㨚㨛㨜㨝㨞㨟㨠㨡㨢㨣㨤㨥㨦㨧㨨㨩㨪㨫㨬㨭㨮㨯㨰㨱㨲㨳㨴㨵㨶㨷㨸㨹㨺㨻㨼㨽㨾㨿㩀㩁㩂㩃㩄㩅㩆㩇㩈㩉㩊㩋㩌㩍㩎㩏㩐㩑㩒㩓㩔㩕㩖㩗㩘㩙㩚㩛㩜㩝㩞㩟㩠㩡㩢㩣㩤㩥㩦㩧㩨㩩㩪㩫㩬㩭㩮㩯㩰㩱㩲㩳㩴㩵㩶㩷㩸㩹㩺㩻㩼㩽㩾㩿㪀㪁㪂㪃㪄㪅㪆㪇㪈㪉㪊㪋㪌㪍㪎㪏㪐㪑㪒㪓㪔㪕㪖㪗㪘㪙㪚㪛㪜㪝㪞㪟㪠㪡㪢㪣㪤㪥㪦㪧㪨㪩㪪㪫㪬㪭㪮㪯㪰㪱㪲㪳㪴㪵㪶㪷㪸㪹㪺㪻㪼㪽㪾㪿㫀㫁㫂㫃㫄㫅㫆㫇㫈㫉㫊㫋㫌㫍㫎㫏㫐㫑㫒㫓㫔㫕㫖㫗㫘㫙㫚㫛㫜㫝㫞㫟㫠㫡㫢㫣㫤㫥㫦㫧㫨㫩㫪㫫㫬㫭㫮㫯㫰㫱㫲㫳㫴㫵㫶㫷㫸㫹㫺㫻㫼㫽㫾㫿㬀㬁㬂㬃㬄㬅㬆㬇㬈㬉㬊㬋㬌㬍㬎㬏㬐㬑㬒㬓㬔㬕㬖㬗㬘㬙㬚㬛㬜㬝㬞㬟㬠㬡㬢㬣㬤㬥㬦㬧㬨㬩㬪㬫㬬㬭㬮㬯㬰㬱㬲㬳㬴㬵㬶㬷㬸㬹㬺㬻㬼㬽㬾㬿㭀㭁㭂㭃㭄㭅㭆㭇㭈㭉㭊㭋㭌㭍㭎㭏㭐㭑㭒㭓㭔㭕㭖㭗㭘㭙㭚㭛㭜㭝㭞㭟㭠㭡㭢㭣㭤㭥㭦㭧㭨㭩㭪㭫㭬㭭㭮㭯㭰㭱㭲㭳㭴㭵㭶㭷㭸㭹㭺㭻㭼㭽㭾㭿㮀㮁㮂㮃㮄㮅㮆㮇㮈㮉㮊㮋㮌㮍㮎㮏㮐㮑㮒㮓㮔㮕㮖㮗㮘㮙㮚㮛㮜㮝㮞㮟㮠㮡㮢㮣㮤㮥㮦㮧㮨㮩㮪㮫㮬㮭㮮㮯㮰㮱㮲㮳㮴㮵㮶㮷㮸㮹㮺㮻㮼㮽㮾㮿㯀㯁㯂㯃㯄㯅㯆㯇㯈㯉㯊㯋㯌㯍㯎㯏㯐㯑㯒㯓㯔㯕㯖㯗㯘㯙㯚㯛㯜㯝㯞㯟㯠㯡㯢㯣㯤㯥㯦㯧㯨㯩㯪㯫㯬㯭㯮㯯㯰㯱㯲㯳㯴㯵㯶㯷㯸㯹㯺㯻㯼㯽㯾㯿㰀㰁㰂㰃㰄㰅㰆㰇㰈㰉㰊㰋㰌㰍㰎㰏㰐㰑㰒㰓㰔㰕㰖㰗㰘㰙㰚㰛㰜㰝㰞㰟㰠㰡㰢㰣㰤㰥㰦㰧㰨㰩㰪㰫㰬㰭㰮㰯㰰㰱㰲㰳㰴㰵㰶㰷㰸㰹㰺㰻㰼㰽㰾㰿㱀㱁㱂㱃㱄㱅㱆㱇㱈㱉㱊㱋㱌㱍㱎㱏㱐㱑㱒㱓㱔㱕㱖㱗㱘㱙㱚㱛㱜㱝㱞㱟㱠㱡㱢㱣㱤㱥㱦㱧㱨㱩㱪㱫㱬㱭㱮㱯㱰㱱㱲㱳㱴㱵㱶㱷㱸㱹㱺㱻㱼㱽㱾㱿㲀㲁㲂㲃㲄㲅㲆㲇㲈㲉㲊㲋㲌㲍㲎㲏㲐㲑㲒㲓㲔㲕㲖㲗㲘㲙㲚㲛㲜㲝㲞㲟㲠㲡㲢㲣㲤㲥㲦㲧㲨㲩㲪㲫㲬㲭㲮㲯㲰㲱㲲㲳㲴㲵㲶㲷㲸㲹㲺㲻㲼㲽㲾㲿㳀㳁㳂㳃㳄㳅㳆㳇㳈㳉㳊㳋㳌㳍㳎㳏㳐㳑㳒㳓㳔㳕㳖㳗㳘㳙㳚㳛㳜㳝㳞㳟㳠㳡㳢㳣㳤㳥㳦㳧㳨㳩㳪㳫㳬㳭㳮㳯㳰㳱㳲㳳㳴㳵㳶㳷㳸㳹㳺㳻㳼㳽㳾㳿㴀㴁㴂㴃㴄㴅㴆㴇㴈㴉㴊㴋㴌㴍㴎㴏㴐㴑㴒㴓㴔㴕㴖㴗㴘㴙㴚㴛㴜㴝㴞㴟㴠㴡㴢㴣㴤㴥㴦㴧㴨㴩㴪㴫㴬㴭㴮㴯㴰㴱㴲㴳㴴㴵㴶㴷㴸㴹㴺㴻㴼㴽㴾㴿㵀㵁㵂㵃㵄㵅㵆㵇㵈㵉㵊㵋㵌㵍㵎㵏㵐㵑㵒㵓㵔㵕㵖㵗㵘㵙㵚㵛㵜㵝㵞㵟㵠㵡㵢㵣㵤㵥㵦㵧㵨㵩㵪㵫㵬㵭㵮㵯㵰㵱㵲㵳㵴㵵㵶㵷㵸㵹㵺㵻㵼㵽㵾㵿㶀㶁㶂㶃㶄㶅㶆㶇㶈㶉㶊㶋㶌㶍㶎㶏㶐㶑㶒㶓㶔㶕㶖㶗㶘㶙㶚㶛㶜㶝㶞㶟㶠㶡㶢㶣㶤㶥㶦㶧㶨㶩㶪㶫㶬㶭㶮㶯㶰㶱㶲㶳㶴㶵㶶㶷㶸㶹㶺㶻㶼㶽㶾㶿㷀㷁㷂㷃㷄㷅㷆㷇㷈㷉㷊㷋㷌㷍㷎㷏㷐㷑㷒㷓㷔㷕㷖㷗㷘㷙㷚㷛㷜㷝㷞㷟㷠㷡㷢㷣㷤㷥㷦㷧㷨㷩㷪㷫㷬㷭㷮㷯㷰㷱㷲㷳㷴㷵㷶㷷㷸㷹㷺㷻㷼㷽㷾㷿㸀㸁㸂㸃㸄㸅㸆㸇㸈㸉㸊㸋㸌㸍㸎㸏㸐㸑㸒㸓㸔㸕㸖㸗㸘㸙㸚㸛㸜㸝㸞㸟㸠㸡㸢㸣㸤㸥㸦㸧㸨㸩㸪㸫㸬㸭㸮㸯㸰㸱㸲㸳㸴㸵㸶㸷㸸㸹㸺㸻㸼㸽㸾㸿㹀㹁㹂㹃㹄㹅㹆㹇㹈㹉㹊㹋㹌㹍㹎㹏㹐㹑㹒㹓㹔㹕㹖㹗㹘㹙㹚㹛㹜㹝㹞㹟㹠㹡㹢㹣㹤㹥㹦㹧㹨㹩㹪㹫㹬㹭㹮㹯㹰㹱㹲㹳㹴㹵㹶㹷㹸㹹㹺㹻㹼㹽㹾㹿㺀㺁㺂㺃㺄㺅㺆㺇㺈㺉㺊㺋㺌㺍㺎㺏㺐㺑㺒㺓㺔㺕㺖㺗㺘㺙㺚㺛㺜㺝㺞㺟㺠㺡㺢㺣㺤㺥㺦㺧㺨㺩㺪㺫㺬㺭㺮㺯㺰㺱㺲㺳㺴㺵㺶㺷㺸㺹㺺㺻㺼㺽㺾㺿㻀㻁㻂㻃㻄㻅㻆㻇㻈㻉㻊㻋㻌㻍㻎㻏㻐㻑㻒㻓㻔㻕㻖㻗㻘㻙㻚㻛㻜㻝㻞㻟㻠㻡㻢㻣㻤㻥㻦㻧㻨㻩㻪㻫㻬㻭㻮㻯㻰㻱㻲㻳㻴㻵㻶㻷㻸㻹㻺㻻㻼㻽㻾㻿㼀㼁㼂㼃㼄㼅㼆㼇㼈㼉㼊㼋㼌㼍㼎㼏㼐㼑㼒㼓㼔㼕㼖㼗㼘㼙㼚㼛㼜㼝㼞㼟㼠㼡㼢㼣㼤㼥㼦㼧㼨㼩㼪㼫㼬㼭㼮㼯㼰㼱㼲㼳㼴㼵㼶㼷㼸㼹㼺㼻㼼㼽㼾㼿㽀㽁㽂㽃㽄㽅㽆㽇㽈㽉㽊㽋㽌㽍㽎㽏㽐㽑㽒㽓㽔㽕㽖㽗㽘㽙㽚㽛㽜㽝㽞㽟㽠㽡㽢㽣㽤㽥㽦㽧㽨㽩㽪㽫㽬㽭㽮㽯㽰㽱㽲㽳㽴㽵㽶㽷㽸㽹㽺㽻㽼㽽㽾㽿㿀㿁㿂㿃㿄㿅㿆㿇㿈㿉㿊㿋㿌㿍㿎㿏㿐㿑㿒㿓㿔㿕㿖㿗㿘㿙㿚㿛㿜㿝㿞㿟㿠㿡㿢㿣㿤㿥㿦㿧㿨㿩㿪㿫㿬㿭㿮㿯㿰㿱㿲㿳㿴㿵㿶㿷㿸㿹㿺㿻㿼㿽㿾㿿

しかし、それを除いて考えても、図書寮本に不採録の史記の訓は多数に上る。但しその中には、前節においても言及した如く、

B、当該漢字・訓が、図書寮本の現存しない部分に掲載されていた

ことが、可能性として考え得る例も存する。確定は出来ないが、②⑬⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿㏀㏁㏂㏃㏄㏅㏆㏇㏈㏉㏊㏋㏌㏍㏎㏏㏐㏑㏒㏓㏔㏕㏖㏗㏘㏙㏚㏛㏜㏝㏞㏟㏠㏡㏢㏣㏤㏥㏦㏧㏨㏩㏪㏫㏬㏭㏮㏯㏰㏱㏲㏳㏴㏵㏶㏷㏸㏹㏺㏻㏼㏽㏾㏿㐀㐁㐂㐃㐄㐅㐆㐇㐈㐉㐊㐋㐌㐍㐎㐏㐐㐑㐒㐓㐔㐕㐖㐗㐘㐙㐚㐛㐜㐝㐞㐟㐠㐡㐢㐣㐤㐥㐦㐧㐨㐩㐪㐫㐬㐭㐮㐯㐰㐱㐲㐳㐴㐵㐶㐷㐸㐹㐺㐻㐼㐽㐾㐿㑀㑁㑂㑃㑄㑅㑆㑇㑈㑉㑊㑋㑌㑍㑎㑏㑐㑑㑒㑓㑔㑕㑖㑗㑘㑙㑚㑛㑜㑝㑞㑟㑠㑡㑢㑣㑤㑥㑦㑧㑨㑩㑪㑫㑬㑭㑮㑯㑰㑱㑲㑳㑴㑵㑶㑷㑸㑹㑺㑻㑼㑽㑾㑿㒀㒁㒂㒃㒄㒅㒆㒇㒈㒉㒊㒋㒌㒍㒎㒏㒐㒑㒒㒓㒔㒕㒖㒗㒘㒙㒚㒛㒜㒝㒞㒟㒠㒡㒢㒣㒤㒥㒦㒧㒨㒩㒪㒫㒬㒭㒮㒯㒰㒱㒲㒳㒴㒵㒶㒷㒸㒹㒺㒻㒼㒽㒾㒿㓀㓁㓂㓃㓄㓅㓆㓇㓈㓉㓊㓋㓌㓍㓎㓏㓐㓑㓒㓓㓔㓕㓖㓗㓘㓙㓚㓛㓜㓝㓞㓟㓠㓡㓢㓣㓤㓥㓦㓧㓨㓩㓪㓫㓬㓭㓮㓯㓰㓱㓲㓳㓴㓵㓶㓷㓸㓹㓺㓻㓼㓽㓾㓿㔀㔁㔂㔃㔄㔅㔆㔇㔈㔉㔊㔋㔌㔍㔎㔏㔐㔑㔒㔓㔔㔕㔖㔗㔘㔙㔚㔛㔜㔝㔞㔟㔠㔡㔢㔣㔤㔥㔦㔧㔨㔩㔪㔫㔬㔭㔮㔯㔰㔱㔲㔳㔴㔵㔶㔷㔸㔹㔺㔻㔼㔽㔾㔿㕀㕁㕂㕃㕄㕅㕆㕇㕈㕉㕊㕋㕌㕍㕎㕏㕐㕑㕒㕓㕔㕕㕖㕗㕘㕙㕚㕛㕜㕝㕞㕟㕠㕡㕢㕣㕤㕥㕦㕧㕨㕩㕪㕫㕬㕭㕮㕯㕰㕱㕲㕳㕴㕵㕶㕷㕸㕹㕺㕻㕼㕽㕾㕿㖀㖁㖂㖃㖄㖅㖆㖇㖈㖉㖊㖋㖌㖍㖎㖏㖐㖑㖒㖓㖔㖕㖖㖗㖘㖙㖚㖛㖜㖝㖞㖟㖠㖡㖢㖣㖤㖥㖦㖧㖨㖩㖪㖫㖬㖭㖮㖯㖰㖱㖲㖳㖴㖵㖶㖷㖸㖹㖺㖻㖼㖽㖾㖿㗀㗁㗂㗃㗄㗅㗆㗇㗈㗉㗊㗋㗌㗍㗎㗏㗐㗑㗒㗓㗔㗕㗖㗗㗘㗙㗚㗛㗜㗝㗞㗟㗠㗡㗢㗣㗤㗥㗦㗧㗨㗩㗪㗫㗬㗭㗮㗯㗰㗱㗲㗳㗴㗵㗶㗷㗸㗹㗺㗻㗼㗽㗾㗿㘀㘁㘂㘃㘄㘅㘆㘇㘈㘉㘊㘋㘌㘍㘎㘏㘐㘑㘒㘓㘔㘕㘖㘗㘘㘙㘚㘛㘜㘝㘞㘟㘠㘡㘢㘣㘤㘥㘦㘧㘨㘩㘪㘫㘬㘭㘮㘯㘰㘱㘲㘳㘴㘵㘶㘷㘸㘹㘺㘻㘼㘽㘾㘿㙀㙁㙂㙃㙄㙅㙆㙇㙈㙉㙊㙋㙌㙍㙎㙏㙐㙑㙒㙓㙔㙕㙖㙗㙘㙙㙚㙛㙜㙝㙞㙟㙠㙡㙢㙣㙤㙥㙦㙧㙨㙩㙪㙫㙬㙭㙮㙯㙰㙱㙲㙳㙴㙵㙶㙷㙸㙹㙺㙻㙼㙽㙾㙿㚀㚁㚂㚃㚄㚅㚆㚇㚈㚉㚊㚋㚌㚍㚎㚏㚐㚑㚒㚓㚔㚕㚖㚗㚘㚙㚚㚛㚜㚝㚞㚟㚠㚡㚢㚣㚤㚥㚦㚧㚨㚩㚪㚫㚬㚭㚮㚯㚰㚱㚲㚳㚴㚵㚶㚷㚸㚹㚺㚻㚼㚽㚾㚿㜀㜁㜂㜃㜄㜅㜆㜇㜈㜉㜊㜋㜌㜍㜎㜏㜐㜑㜒㜓㜔㜕㜖㜗㜘㜙㜚㜛㜜㜝㜞㜟㜠㜡㜢㜣㜤㜥㜦㜧㜨㜩㜪㜫㜬㜭㜮㜯㜰㜱㜲㜳㜴㜵㜶㜷㜸㜹㜺㜻㜼㜽㜾㜿㝀㝁㝂㝃㝄㝅㝆㝇㝈㝉㝊㝋㝌㝍㝎㝏㝐㝑㝒㝓㝔㝕㝖㝗㝘㝙㝚㝛㝜㝝㝞㝟㝠㝡㝢㝣㝤㝥㝦㝧㝨㝩㝪㝫㝬㝭㝮㝯㝰㝱㝲㝳㝴㝵㝶㝷㝸㝹㝺㝻㝼㝽㝾㝿㞀㞁㞂㞃㞄㞅㞆㞇㞈㞉㞊㞋㞌㞍㞎㞏㞐㞑㞒㞓㞔㞕㞖㞗㞘㞙㞚㞛㞜㞝㞞㞟㞠㞡㞢㞣㞤㞥㞦㞧

から採られており(前節⑤⑥も参照)、④②②等が不必要な訓として採録されなかつたとは考えにくい。そこで考えられるのは、

C、漢字とその訓とも極めて平易であるため、図書寮本が扱った史記点本に偶々それが附訓されていなかったために採録されていないという可能性である。<sup>(25)</sup> 結果的には、Aと同じく、依拠した加點本文に関わる物理的原因であるが、訓の性格にも関わるものである。

A、CはCを含めて、編者の編集意図には関わらない。一方これらに対して⑬⑮⑳㉑㉒㉓㉔㉕は、前節に掲げた如く、図書寮本の当該字に対して近似した和訓が他出典によつて掲載されている例であり、この事から考えると、

D、近似した語形の訓が他にあるため、必要性が低いと判断されて採られなかつたという、編集意図による選別が働いていた可能性も考えられようか。<sup>(26)</sup>

⑬等がDの例であるとすれば、多少なりとも編者の編集上の意図があつたということで注意されるが、該当し得る例はさほど多くない。また以上のA、Dを合せても、これらによつて説明出来ない例がむしろ多数存することになる。ここに至つてそれらの中で注目されるのは、⑳「索ツク」、㉑「訊カタチ」のように、図書寮本に近似の和訓の掲載も無く、むしろ却つて特異と思われる訓が比較的多く見られることである。即ちそれらは、

E、当該漢字がその漢字としては珍しい意味や難解な意味で用いられ、それに伴つて訓も特異であつたり、漢字自体が相当に珍しいものであつたりして、必要性が低いと判断されて、敢えて採録されなかつた

という可能性が考えられるものである。AやBの可能性が考えられたものと重複するものも含めて、⑦⑨⑫⑯⑲㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿など(④②②)などがこれに該当しよう。これらには、⑦⑨⑫⑯⑲㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟の如く、裴駰集解などにおいて字義を示す注が施されている例の多い点も注目されよう。これは、唐土(南北朝以降)において既に難解な用字であつたことを示しており、当該訓もこれらの注に基いたものと見られる。<sup>(27)</sup>

図書寮本類聚名義抄では、例えば漢文注の主要出典の一つとなつてゐる篆隸萬象名義の掲出字を総ては採録しておらず、<sup>(28)</sup>玄応音義等で被注字として掲出されている字などに限つて採録している。即ち、仏書等において実際に使用されることの殆どない漢字は採録しない方針であつたことが理解される。この事からすれば、和訓においても、適用度が極めて低いとの判断によつて採録されなかつたものが存する可能性は充分に考えられよう。

因みに、これらEの可能性の考えられる訓には、観智院本においても採録されていないもの(⑥表示)が比較的多い。本稿の最初に問題の発端として掲げた、観智院本に不採録の「襄ノボル」の訓は、卷一・五帝本紀において集解注「孔安國曰：襄上也」があり、この句以外には殆ど用いられなかつた可能性のある訓と見られよう。「扶タム」については集解注等は存しないが、当該の文脈に限られる特殊な訓と見られる。それに対して観智院本に存する「扶タスク」は、この字に対する訓としては一般的で即字的と見られる。

但し以上AとD、更にEによつても説明されない例もあり、恐らくはまだ種々の要因があつて、それがまたCやDやEとも相互に絡み合つている可能性もあるう。<sup>(29)</sup>従つて、個々の訓の一事について、それが図書寮本に不採録である理由を確定することは困難であるが、Eの、敢えて意図的に採録しなかつた史記の訓が存する可能性の高いことを、本稿では特に強調しておきたい。今後の課題としては、

○史記の訓(史記点本に見られる訓)が観智院本においてはどのように採録されているか  
○史記以外の漢籍の訓は、図書寮本、観智院本でどのように採録されているか  
という両面からの検討が必要となつて来よう。更にはこれらを踏えつつ、

○類聚名義抄の個々の和訓の、仏書、国書を含む種々の加点資料における使用状況、色葉字類抄や字鏡集等、同時代以降の辞書における採録状況

をも、何らかの抜粋例によるにせよ追究して行く必要があると思われる。

## 注

- (1) 「懷カヌ」「陵ヲカ」は観智院本にあり、図書寮本になし。「滔ハビコル」は観智院本、図書寮本にあり、図書寮本では尚書出典(「書」表示)として採録(次条も参照)。
- (2) これとほぼ同じ句が尚書・堯典にも存し、神宮徴古館蔵古文尚書正和元(一三二二)〜三年清原長隆点によれば、湯湯シヤウナク洪フナク水方カクシヨウ割カク注略シヤウナク蕩トウ蕩トウ懷ヒ山シヤン襄シヤウ陵レイ浩コウ滔トウ天テン(割注略)とある(静嘉堂文庫蔵室町初期頃点によれば「襄」に「ノホル」の仮名点がある)。三教指帰は、この尚書と史記の両者に基いていると考えられる。
- (3) 佐藤義寛「大谷大学『三教指帰注集』の研究」(大谷大学、平成四年十月)、拙稿「大谷大学蔵三教指帰注集に引用された漢籍の訓法について―史記を例に―」(鎌倉時代語研究)第十八輯、平成七年八月)等参照。
- (4) 築島裕・小林芳規・沼本克明・花野憲道・月本雅幸・松本光隆・山本真吾「仁和寺宝蔵三教指帰古点釈文」(「訓点語と訓点資料」第九十七輯、平成八年三月)、拙稿「大谷大学蔵三教指帰注集長承点と仁和寺蔵三教指帰鎌倉初期点との訓法について」(第七十六回訓点語学会研究発表会(平成九年五月)、口頭発表要旨、「訓点語と訓点資料」第一〇〇輯、平成九年九月)参照。
- (5) 太田次男「尊経閣文庫蔵三教勸注抄について」(成田山仏教研究所紀要)第五号、昭和五十五年十二月)、拙稿「尊経閣文庫蔵三教勸注抄鎌倉期点における三教指帰の訓について―注に引用された典籍の訓との関わり―」(鎌倉時代語研究)第二十輯、平成九年五月)等参照。
- (6) 太田次男「鐸警指帰と三教指帰―付天理図書館蔵仁平四年写本の翻字―」(成田山仏教研究所紀要)第十二号、平成元年三月)、築島裕「天理図書館蔵三教指帰久寿点の和訓について」(「ビブリア」第九十五号、平成二年十一月)参照。
- (7) 汲古書院刊影印本により、挙例に当り、ヲコト点は平仮名に改め(仮名点と重複するものは省略)、声点は(平)(上濁)(入聲)等の表示、訓読符は(訓)の表示に代えた。また割注は( )に括って示した。以下、他の諸資料の挙例もこの原則による。

(8) 広島大学文学部蔵紙焼写真による。本稿で実際に掲げたのは上掲一箇所のみ。

(9) 上杉本室町点・書陵部蔵永正点の訓の性格について、小林芳規博士は、藤原式家の訓説を伝える(但し大江家等他家の異説も間々交える)ものとして扱われている(『平安鎌倉漢籍訓読の国語史的研究』昭和四十二年三月)。これに対して小澤賢二氏は、後に掲げる大江家国加点延久点も含め、特定の家の訓説ではなく、「施行」の訓と称せられる公的な訓法であるとされる(注7)影印本附載「南化本『史記』解説」平成十年四月)。この「施行」の訓は、太田晶二郎「漢籍の「施行」」(『日本学士院紀要』第七卷第三号、昭和二十四年十一月、『太田晶二郎著作集第一冊』所収)の説に基く。この点については更に検討を要しようが、いずれにせよ平安時代の訓を伝えるという点では相違がない。なお、後に掲げる高山寺蔵建曆点、同蔵鎌倉初期点の訓の系統については、小林芳規博士の説による。

(10) 築島裕「国語史料としての図書寮本類聚名義抄」(『図書寮本類聚名義抄』勉誠社、昭和四十四年十二月)。

(11) 小助川貞次「図書寮本類聚名義抄に於ける「記」注記の和訓について」(第八十回訓点語学会研究発表会口頭発表、平成十一年五月、「訓点語と訓点資料」第一〇三輯に要旨あり)。

(12) 図書寮本類聚名義抄は勉誠社刊影印本(昭和五十一年)により、挙例に当って、仮名に附された声点と注頭を示す朱星点以外の朱点は省略した。

(13) 史記の構成は、卷一〜十二…本紀、卷十三〜二十二…表、卷二十三〜三十…書、卷三十一〜六十…世家、卷六十一〜百二十九…列伝、卷百三十…自序。史記利用の巻についての疑問が小助川貞次注(11)論考において提示されている。

(14) このような和訓の出典の示し方は図書寮本全般に及ぶ原則と考えられる。但し、他出典例において個別には次位には及ばないと見られる例も少例存する。

(15) 同一訓が複数の異なる出典にて掲載されているケースが少例ながら存するが、この場合は初出の出典のみに計上している。

(16) 宮澤俊雅「図書寮本類聚名義抄の注文の配列について」(『退官記念 国語学論集』、平成四年三月)において、訓点本等による片仮名和訓の配列については、「易」―「書」―「詩」・「記」・「論」・「選」―「月」―「後」―「律」・「礼」・「集」―「白」・「遊」・「唱」―「切」の順であることが明らかにされている。

(17) 般本紀建曆点、周本紀鎌倉初期点は高山寺資料叢書所収影印本、呂后本紀延久点は古典保存会影印本、孝文本紀延久点は貴

重古典籍刊行会影印本による。

- (18) 但し「心コ、ロ」は室町点にも左訓として存する。
- (19) 「モロく」は史記両点の通り「師」字の訓と考えられ、図書寮本(巾部)には「帥」字の掲出しか存しないが、同項に本来「師」の訓とらしい和訓(イクサ)の掲出があるなどを考慮して、今両字を一括して扱っておく。
- (20) 但し④②「玩」については「モテアソブ」の訓は室町点にも下欄に示されている。
- (21) ⑥①「忽」の「二」は助詞に準じた。
- (22) 「歪」字は図書寮本、観智院本ともこの和訓を掲げるのみであるが、観智院本艸部に「葬(祖浪又ハ平ウ平濁ル平)……墓(谷)墓(僧上48)」とあり、「歪」も「葬」の異体であることを伺わせる。建暦点の字体は、図書寮本と室町点との字体の間を埋め、両者の関係を示す材料となつているとも言えよう。
- (23) 但し、これ全例がそうである確証はなく、一方、三点本と室町点が一致するものの中にもAに該当するものは存在し得る。
- (24) 観智院本の図書寮本対応部以外の部首における掲載状況からもその可能性が考えられる。
- (25) これに関連して、⑤⑨⑩は、図書寮本の史記出典(「記」表示)の訓の対応部と見られる箇所において、室町点では附訓が無いという逆の例である。
- (26) ⑬等はDの可能性が考え得るものとして指摘し掲げたものであり、この内⑭⑮はAの可能性があったものとも重複している。
- (27) 図書寮本に採られている史記の訓についてはこのような注の存する例は存しないのか否かを見ると、史記出典(「記」)の内、室町点に見出された77例では、例えば第二節に掲げた「墳ウゴモツ」は史記に集解注があり、図書寮本ではそれに拠つたと見られる注記がまさしくこの訓に附記されている。そのほかにも、図書寮本にその注記までは採られていないながら、史記の当該部に字義を注する集解注の存するものが数例ある(第二節に掲げた「紺ヌヒメ・シリツク」は二訓ともこれに該当)。しかし全体としては少いと言えようか。抑々図書寮本において、珍しい訓や特殊な訓の採・不採についてどれほど明瞭な規程があつたかは問題である。

(28) 宮澤俊雅「図書寮本類聚名義抄と篆隸万象名義」(「訓点語と訓点資料」第七十七輯、昭和六十二年三月)、池田証寿「図書

寮本類聚名義抄と篆隸万象名義との関係について」(人文科学論集)(信州大学)第二十七号、平成五年三月)。

(29) 史記は長大な文献であるので、図書寮本(原撰本)編者の訓の採取作業において、或いは粗密が生じた可能性もある。もし初巻の本紀より順次最終巻まで作業を進めたとすれば、後半の列伝においてはかなり粗い採取作業となっていたことも考え得る。

[附記] 本稿は、第二十三回鎌倉時代語研究集会(平成十年八月十二日)における口頭発表「観智院本類聚名義抄と史記の訓について」と、第二十四回同集会(平成十一年八月十二日)における本稿と同名の口頭発表とに基いて纏めたものである。席上、小林芳規先生には貴重な御意見を賜った。記して感謝申上げる。